

## 6. ソーシャルビジネスの起業化・運営に対する支援について

### 6. 1 既存の支援組織の事例

ソーシャルビジネスの起業化・運営に対する既存の支援組織の事例について調査を行った結果を表 1-6-1 に示す。

支援内容については、情報提供を挙げている事業体が最も多く 14 件となっている。次に研修が多く 12 件となっている。資金に関する相談受付けは 7 件であり、資金融資を行うものは 3 件である。最も重要だと思われる起業に関する相談やコンサルティングを行うものは 10 件である。

成熟したシビルエンジニアがソーシャルビジネスを起業するに当っては、恐らく既存の支援組織に頼ることになるであろう。調査をした支援組織の中には「ハンズオン」で支援しますというような表現をしているものが幾つかある。ハンズオンは、元々は教育用語のようであるが、現在では中小企業に対するハンズオン支援やベンチャー企業に対するハンズオン投資などといった形で使われている。ソーシャルビジネスの世界でも使われ始めたようであるが、要するに手取り足取り教えてくれるということであろう。

ソーシャルビジネスを起業した後は運営に対する支援が必要である。どのような支援が必要かという点については「ソーシャルビジネス研究会報告書」に詳しく記載されている。また既存の支援組織に期待される対応についても詳しく記載されている。しかし、これらの支援組織が十分にその期待に応えているのか、また応えられるのかといった点は不明である。ソーシャルビジネス事業者に対するアンケートからこれらの支援の要望が出ていることを考えると、その支援の程度は不十分であると推測される。

表 1-6-1 ソーシャルビジネスの起業化・運営に対する既存の支援組織の事例

番号	名称 ※(N)はNPO 法人を示す	地域	支援内容
1	北海道コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス協議会	北海道	情報提供
2	東北ソーシャルビジネス推進協議会	東北	情報提供、資金
3	広域関東圏コミュニティビジネス協議会	関東	情報提供、研修
4	東海・北陸コミュニティビジネス推進協議会	東海・北陸	
5	近畿ソーシャルビジネス ネットワーキング	近畿	情報提供、研修
6	中国地域コミュニティビジネス/ソーシャルビジネス推進協議会	中国	相談、情報提供、研修、資金
7	四国地域コミュニティビジネス推進協議会	四国	情報提供、研修

8	九州ソーシャルビジネス促進協議会	九州	情報提供、研修、資金
9	しまんちゅビジネス協議会	沖縄	情報提供、研修、資金
10	福島県ソーシャルビジネス推進協議会	福島県	研修
11	(財)北海道地域総合振興機構 (通称: はまなす財団)	北海道	情報提供、研修
12	(株)デュナミス	東北	
13	(N)コミュニティビジネス サポートセンター	関東	情報提供、資金
14	(N)起業支援ネット	東海・北陸	
15	(N)大阪 NPO センター	近畿	相談、情報提供、研修、資金
16	(社)中国地域ニュービジネス協議会	中国	
17	(N)ループ 88 四国	四国	(該当する支援活動なし)
18	(N)宮崎文化本舗	九州	研修
19	(N)調査隊おきなわ	沖縄	(該当する支援活動なし)
20	(N)うつくしま NPO ネットワーク	福島県	
21	(N)せんだい・みやぎ NPO センター	宮城県	相談、情報提供、研修
22	(N)宝塚 NPO センター	兵庫県	相談、情報提供、研修
23	(N)NAPセンター	福岡県	研修
24	(N)NPO 法人 NPO ながさき	長崎県	相談
25	(株)ソーシャルビジネスパートナーズ	東京都	相談、資金
26	(株)ソシオエンジン・アソシエイツ	東京都	情報提供、研修
27	(社福)大阪ボランティア協会	大阪市	相談
28	大阪府中小企業支援センター あきない・えーど	大阪市	相談
29	大阪府商工会連合会 地域貢献型企業 経営サポートセンター	大阪市	相談
30	大阪商工会議所	大阪市	相談

31	(財)大阪府地域支援人権金融公社	大阪市	資金(融資)
32	近畿ろうきん地域共生推進センター	大阪市	資金(融資)
33	日本政策金融公庫 国民生活事業 こくきん創業支援センター大阪	大阪市	資金(融資)

(注) 支援内容の解説

- 1) 相談： 起業に関する個別相談受付けやコンサルティングを行う。
- 2) 情報提供： ニュースレター、FAX、ホームページ、電子メールなどにより提供する。但し、各組織がこれらを全て実施している訳ではない。セミナーや講演会などの開催により情報提供をするという組織も有る。
- 3) 研修： セミナーや講演会などの開催などにより人材を養成する。
- 4) 資金： いずれかの機関から融資を受ける場合の相談受付けなどを行う。
- 5) 資金(融資)： 組織自体が融資を実施する。
- 6) 空欄： 「ソーシャルビジネスに対する支援」などと記載されているのみで、具体的な支援内容が不明なものを示す。

## 6. 2 「新しい公共」に対する国の支援について

### (1) 全般

省庁別に挙げれば以下がある。

#### A. 内閣府

A.1 「新しい公共」円卓会議提案をベースにした政府の取り組み

A.2 新しい公共支援事業

B. 経済産業省；ソーシャルビジネスに対する様々な支援施策

C. 国土交通省；新しい公共検討グループによる支援施策の検討

A.2 については2. で説明した。ここではその他について概観する。

### (2) 「新しい公共」円卓会議提案をベースにした政府の取り組み

2.(2)において、平成22年6月4日の第8回円卓会議において政府側からその対応方針を記した『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』が提示されたことを述べた。その後、第4回「新しい公共」推進会議(H23.1/25)において、その関係での各府省の取り組みが報告されている。以下に円卓会議の提案と政府の取り組みの概要を記す。

#### ①円卓会議の提案の項目

##### 1. 新しい公共の基盤を支える制度整備

###### (1) 寄付税制などの制度整備

寄付税制の見直し／税額控除の導入／NPOの「仮認定」とPST基準の見直しなど

\*PST ; パブリック・サポート・テスト

(2)非営利の法人が「市場で活動しやすくするための制度の見直し

(3)NPOバンクなど、NPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し

2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援

3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実

4. 国・自治体の事業支援にかかわる市民セクター等との関係の再編成

5. その他の「新しい公共」の推進方策

(1)「地域市場」の創成

(2)社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り

(3)市場を通じた「新しい公共」の促進

6. 企業の公共性について

7. 今後の取組

②各府省の取組の概要

a.税制面での取り組み

○所得税の税額控除制度の導入(平成 23 年分から適用)

認定 NPO 法人等について現行の地方税 10%にあわせて寄付金の 50%について税額控除を導入

○認定 NPO 法人制度の見直し(新たな認定制度が施行されるまでの間の対応)

認定 NPO 法人制度について PST 基準の見直し等

○新認定法に基づく新たな認定制度

地方団体による認定、「仮認定」の導入、監督規定の整備等

○地域において活動する NPO 法人等の支援(個人住民税)(平成 23 年中の寄付金から対象)

寄付対象範囲の拡大や、個人住民税の寄付金控除の適用下限額の引き下げ等により草の根寄付を促進

b.予算的措置

○項目

・基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援

・社会的活動を担う人材育成、教育の充実

・国・自治体等の業務実施に係る市民セクター等との関係の再編成

・企業の公共性や社会性に目を向けた経営支援等

○金額

・平成 22 年度補正予算 234 億円、23 年度予算案 1,858 億円、総額 2,092 億円

(3) 経済産業省のソーシャルビジネスに対する様々な支援施策

以下、平成 22 年 9 月 8 日の各省ヒアリングにおける経済産業省の説明資料から抜粋する。

①21 年度までの振興策

- ・ 広報・事業環境整備

先進事例の選定／評価の在り方の検討／資金調達の円滑化

- ・ 担い手人材の育成

中間支援機能強化／ノウハウ移転・支援／村おこしに燃える若者等創出

- ・ 集まる「場」の設定

ソーシャルビジネス推進イニシアティブ／全国フォーラム／地域ブロック協議会

## ②ソーシャルビジネス支援環境整備調査事業(平成 22 年度)

グッドプラクティス取りまとめ／マニュアル作成／育成モデルプログラム開発／評価のあり方調査／S B 支援団体データベース作成／ネットワークモデル調査

## ③地域新成長産業創出促進事業(2 3 年度概算要求)

以下によりソーシャルビジネス(S B)による新しい産業・雇用の創出を期する。

地域事業移転促進事業／企業等と S B のコーディネート強化事業／企業と S B の協働創出促進事業／S B 促進普及啓発事業

## (4) 国土交通省の新しい公共検討グループによる支援施策の検討

2. (3)に示したように」国土交通省では国土政策検討委員会の下に「新しい公共検討グループ」を設けて「新しい公共の担い手によるコミュニティづくり」をテーマに審議を進め、その指針のための政策的方向性を取り纏めた。即ち、地域活動がその発展に伴い、地域への新しいサービスや財を一定の経営形態のもとで提供するという、いわば事業型活動へ展開することが必要と考え、その際の課題として

新しい公共を担う人材／地域資産の活用／地域資金の活用／ノウハウの蓄積の4つを挙げ、その解決のために、地域の実際の取り組みからの示唆も踏まえて、「新しい公共の活躍で地域が地域をよりよくするための考え方」として政策的方向性を取り纏めたものである。

方向性のポイントは、上記の課題にも対応しているといえるが以下の3点である。

- a.担い手に対する資金・資源の支援
- b.担い手に対する経営支援(人材・情報・ノウハウ)
- c.「新しい公共」の活動主体と地域、行政との協働

以下各項目について略述するが、これらは全て方向性～必要性について示したものであり、その早急に実現するという状況にはない。

### a.担い手に対する資金・資源の支援

- ・ コミュニティファンドは地域における「志ある投資」を募り、新しい公共に対する出融資を行うことにより地域における資金循環を形成し、その持続的な事業活動を支えるという重要な役割を担うことができる仕組みであることから、その機能を活用するためコミュニティファンドの造成とその資金調達を支える仕組みを構築する。
- ・ コミュニティファンドの仕組みを確立するためその造成を支援していく。
- ・ 金融機関とコミュニティファンドが連携した大きな資金提供の枠組みをつくり、経営支

援業務と投融資業務を地域全体で実施する仕組み

- ・地域通貨や商品券、或いは私募債等の新たな資金循環システムの枠組み
  - ・有給現物資源の有効活用
  - ・財団、企業等の多様な主体の資金や経営等のノウハウの活用
- b. 担い手に対する経営支援(人材・情報・ノウハウ)
- ・担い手の活動を支える環境として資金的支援と併せて必要な経営等のノウハウの支援の大きな部分を担うのは中間支援組織であるが、その中間支援組織による支援の環境について改善する。
  - ・人材育成、情報提供、経営支援など口説のノウハウを有する中間支援組織の育成
  - ・中間支援組織の支援内容に関する情報の公開や地域の目による評価の実施
  - ・大学等の既存組織の活用、中間支援組織の連合体の形成
- c. 「新しい公共」の活動主体と地域、行政との協働

地域においてそのニーズを的確に捉えてかつそれを解決するために行政、市民・住民、NPO等の多様な主体が協働して取り組んでいる。このような活動が成功するためには意思決定過程、事業内容、事業の実施状況等の透明性を確保するための情報開示が必要であり、併せて、事業実施状況について中立公正な立場から評価が行われ、それが事業の反映される仕組み作りが必要。

### 6. 3 土木学会への期待について

土木学会が直接的にソーシャルビジネスの事業者を支援することは考えにくい。一方で、当小委員会はNPO WGの活動を受けて教育企画・人材育成委員会の了承のもと学会理事会に「土木学会による建設系NPO 中間支援組織の立ち上げと支援」なる提言をあげ、その了承を得ることができた。この提言の趣旨は

- ・新たな公共とその主要な担い手であるNPOを学会として重要なものと位置付ける。
- ・その進展を図るため建設系NPO 中間支援組織の設立と運営において多面的な支援を行う。

というものであった。ここに「建設系」とは「土木技術者が係る、あるいは係りが期待される」という広い意味であるが、そのようなNPOに対して中間支援組織を通じて支援をしようとするものである。このNPOとしては、当然、慈善型あるいはボランティア型のNPOのみならず事業型のNPOを含むものであり、この事業型NPOはまさに社会的企業と並んでソーシャルビジネスの担い手であることから、この提言が実行に移されれば、土木学会がソーシャルビジネスを間接的にではあるが支援する構図ができあがることになる。したがって学会への当面の期待は、上記提言が具体的に着実に実行されることにあるといえよう。

なお将来、新しい公共に関する理解や必要性の進展に合わせて、全く新たな内容の推進や支援が生ずる可能性も無いわけではないとも考えられ、その中でソーシャルビジネスについても支援の進展があることを期待することとしたい。